

令和3年度学生募集要項ができました



直接お受け取りいただくか、電話・Eメール等でご請求ください。

1. 直接受け取る場合

日高看護専門学校 事務係窓口 までお越しください。

受付時間 平日 8:30～17:15 (土・日・祝日除く)

2. 電話・Eメール等で請求する場合

送付先「郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号」を御連絡ください。

① 電話

0738 - 22 - 1277

受付時間 平日 8:30～17:15 (土・日・祝日除く)

② Eメール

宛先 school@hidaka-ns.jp

表題 『学生募集要項請求』

メール本文に送付先「郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号」を入力し、お知らせください。

電話・Eメール等の場合は、学生募集要項を 普通郵便(無料) で送付します。

到着までに一週間程度の日数を要しますので、余裕をもって請求してください。

本校は、学生募集要項の入手が遅れたことにより発生したいかなる不利益に対しても、一切責任を負いません。

学生募集要項の概要は次頁以降を御覧ください。



令和3年度 日高看護専門学校 学生募集要項

学 科 : 看護学科(3年課程全日制)
 修業年限 : 3年
 定 員 : 40名

入学試験	地域枠	社会人	一般	
募集人員	15名程度	5名程度	20名程度	
受験資格	地域の高校卒業見込の者が対象 以下の④⑤⑦⑧全ての要件を満たす者	高校卒業後3年以上経過した者が対象 以下①②③のいずれかと⑥⑦⑧の全ての要件を満たす者	以下①②③のいずれかの要件を満たす者	
	④右に該当する者のうち令和3年3月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者	学校教育法第90条第1項に該当する者(次の①から③のいずれかに該当する者) ①高等学校又は中等教育学校を卒業した者(令和3年3月卒業見込みの者含む。) ※「中等教育学校」とは中高一貫教育を行う修業年限6年の学校をいう。 ②通常の課程による12年の課程を修了した者(令和3年3月終了見込みの者含む。) ③文部科学大臣の定めるところにより、高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者(令和3年3月までにこれに該当する見込みの者含む。)		
	⑤令和2年10月1日現在、御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町(以下「構成市町」という。)に住所を有する者(但し、通学のために一時的に構成市町と異なる市区町村に住所を移転している者を含む。)	⑥上記①の高等学校等を卒業後3年以上経過した者		
	⑦合格した場合には必ず本校に入学する者 ⑧卒業後御坊保健医療圏で看護師として医療に貢献する積極的な意思を有する者	⑦合格した場合には必ず本校に入学する者 ⑧卒業後御坊保健医療圏で看護師として医療に貢献する積極的な意思を有する者		
試験科目	・国語総合(古文・漢文除く) ・数学I ・コミュニケーション英語I ・面接試験	・国語総合(古文・漢文除く) ・数学I ・小論文 ・面接試験	・国語総合(古文・漢文除く) ・数学I ・コミュニケーション英語I ・小論文(1次試験合格者) ・面接試験(1次試験合格者)	
	数学I・コミュニケーション英語Iについては、平成21年告示の高等学校学習指導要領に基づき出題する。			
願書受付期間	令和2年11月4日(水)から 令和2年11月11日(水)まで (締切日消印有効)	令和2年11月4日(水)から 令和2年11月11日(水)まで (締切日消印有効)	令和2年12月14日(月)から 令和2年12月21日(月)まで (締切日消印有効)	
1次試験日時	令和2年11月25日(水) 午前9時から	令和2年11月25日(水) 午前9時から	令和3年1月16日(土) 午前9時から	
1次試験合格発表日時	令和2年12月1日(火) 午前10時	令和2年12月1日(火) 午前10時	令和3年1月20日(水) 午前10時	
2次試験日時 (1次試験合格者のみ)			令和3年1月27日(水) 午前9時から	
2次試験合格発表日時			令和3年2月3日(水) 午前10時	
入学手続き期限	令和2年12月7日(月)・8日(火) 午後4時まで	令和2年12月7日(月)・8日(火) 午後4時まで	令和3年2月9日(火)・10日(水) 午後4時まで	
入学検定料	20,000円(所定の振込依頼書による。振込は願書受付期間の1週間前からとする。)			

入学試験	地域枠	社会人	一般			
出願方法	郵送 下記の出願書類等提出先に封筒により「簡易書留」で送付すること。					
出願書類	<p>1. 入学願書(本要項に添付の所定の用紙によること、所定の写真を貼付すること。)</p> <p>2. 受験票及び写真票(本要項に添付の所定の用紙によること、所定の写真を貼付すること。)</p> <p>3. 受験票送付封筒(本要項に添付の所定の用紙によること、404円切手を貼付すること。)</p> <p>4. 受験資格を証明する書類</p> <p>(1)受験資格①④に該当する者</p> <p>ⅰ 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 ※令和3年3月卒業見込みの者で調査書に卒業見込証明の記載があるときは不要とする。</p> <p>ⅱ 高等学校の調査書又は中等教育学校の後期課程の調査書 交付できないときは、その旨を証明する書類</p> <p>(2)受験資格②③に該当する者</p> <p>ⅰ その受験資格を証明する書類(修了・卒業(見込)を証明する書類及び調査書又は成績証明書)</p> <p>(3)受験資格⑤に該当する者</p> <p>ア令和2年10月1日現在、構成市町に住所を有する者</p> <p>ⅰ 住民票記載事項証明書 ※本要項添付の住民票記載事項証明書の用紙をもって市町長の証明を受けること。</p> <p>イ令和2年10月1日現在、構成市町に住所を有しないが、通学のために一時的に構成市町と異なる市区町村に住所を移転している者</p> <p>ⅰ 構成市町から転居したことが確認できる次のいずれかの証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先市区町村の住民票(前住所地に構成市町名と転居日の確認できるもの) ・転居元構成市町の住民票除票 ※保存年限の関係で取得できないことがある。 ・本籍地市区町村の戸籍の附票 <p>5. 振込受付書(入学検定料20,000円の振込が確認できるもの)</p> <p>6. 卒業証明書、調査書等の姓と入学願書の姓が異なるときは、同一人物であることが証明できる書類を提示すること。 高等学校又は中等教育学校を卒業見込の者にあつては、在学校の学校長が説明する必要があると判断した場合に限り学校長の副申書の添付をもってこれに替えることができる。 ※いったん受理した出願書類及び入学検定料は、いかなる理由があつても一切返還しない。</p>					
入学試験会場	日高看護専門学校					
合格発表方法	<p>・日高看護専門学校及びひだか病院の掲示板に掲示すると共に日高看護専門学校ホームページに掲載する。</p> <p>・合格者には合格通知書を送付する。</p> <p>・電話等による可否の問い合わせには一切応じない。</p>					
追加募集	<p>1. 入学定員に欠員が生じた場合、必要に応じて追加募集を行う。</p> <p>2. 追加募集の場合に限り、本年度内における本校再受験者は、高等学校の調査書及び卒業証明書の提出を省略することができる。</p>					
個別の入学資格審査受付期間	<p>外国人を対象に教育を行うことを目的として、日本国内に設置された高等学校に相当する教育施設を入学年の3月末までに卒業(見込み)した者で入学年の3月末までに18歳に達するものは、個別の入学資格審査により本校の受験資格を得られる場合がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">令和2年10月6日(火)から 令和2年10月16日(金)まで</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">令和2年11月17日(火)から 令和2年11月27日(金)まで</td> </tr> </table>				令和2年10月6日(火)から 令和2年10月16日(金)まで	令和2年11月17日(火)から 令和2年11月27日(金)まで
	令和2年10月6日(火)から 令和2年10月16日(金)まで	令和2年11月17日(火)から 令和2年11月27日(金)まで				
出願書類等提出先	日高看護専門学校 〒644-0002 和歌山県御坊市藺 116 番地 2					
問い合わせ先	日高看護専門学校 TEL0738-22-1277 FAX:0738-52-7113 E-mail:school@hidaka-ns.jp					
備考	<p>1. 身体に不自由があるなど受験上特別な配慮を必要とする場合は、事前相談を行いますので出願に先立ち本校まで申し出ること。</p> <p>2. 地域枠・社会人の各入試において不合格となった場合も、一般入試で再受験をすることができる。</p> <p>3. 再受験の場合も入学検定料を含め所定の出願書類を揃えて出願すること。</p> <p>4. 応募された書類は、個人情報の重要性を認識し、入学試験及び入学後の学籍情報として利用し、それ以外の目的には利用しない。また、本校において適切に管理する。</p>					